

厚生委員会会議録

平成27年6月30日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:21

案 件

1. 議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市主催第23回さわやかスポーツ大会について (社会・障がい者福祉課)
2. 平成26年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績の公表について (社会・障がい者福祉課)
3. 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件について (保護課)
4. 飯塚市庄内工場団地グラウンド器物損壊(トイレ)について (健康・スポーツ課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴う減免申請期限の見直しにより、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案書35ページの新旧対照表によりご説明いたします。今回の改正は、第28条第3項中、納期限前7日を納期限に改め、保険税の減免申請期限を緩和しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

納期限が、7日前から納期限の日までということで、改正されるということですが、この法律、税法とかいうのにも関係があるんでしょうけれども、いつ頃からこういう状況になっているのかわかりますか。

○医療保険課長

今回の改正にあたりましては、本年3月31日付で国から通知がまいっております。その中で、地方税法等の一部改正によるものでございますけれども、この通知におきまして、減免申請の状況や申請に対する審査、決定通知等の事務処理に要します期間等を勘案の上、改正の必要性や改正時期等も含めて、各市町村の判断で実施をされたいということの通知に基づきまして、本市のほうで検討していただきまして、このような改正を今回いたしております。

○宮嶋委員

国の法律は、納期限までということですが、そこそこの自治体によって期限は変えられると、いまの答弁はそういうことですかね。

○医療保険課長

国の通知によりますと、ただいま説明しましたとおり各市町村の判断で実施をされたいというところでございます。

○宮嶋委員

今まで7日前と言っていたときも市町村の判断でできたんですかね。

○医療保険課長

これまでにつきましては、国としましては、納期限前7日というふうに示しておりました。

○宮嶋委員

事務手続きとかが簡素化されたというか、コンピューターが入ったりしたことで、事務ができるようになったというのもあると思うんですけども、今まで納付期限7日前までに、申請をし損なった人で、これまで期限後に、7日前よりあとにお見えになったというような事例あるんでしょうか。

○医療保険課長

いま、手持ちの資料ではちょっとそういった事例については持ち合わせておりませんので、ご了承お願いいたします。

○宮嶋委員

それではこの納期限までに間に合わなかった人は、もう間に合わないからということになるともうその年はだめだから、次の年にしか申請ができないということですか。途中でというのはないんですか。

○医療保険課長

これまでは、納期限前7日ということで、それを過ぎての申請になりますと、翌納期分からの減免ということになっております。今回は、納期限までということに緩和されましたので、月末にされましても、その月の納期分からの減免ということになります。

○宮嶋委員

やはり、いいほうに改善されてきているというふうに思います。納税者の立場に立った事務手続きを進めていくためにも、いいことではないかなというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書36ページをお願いします。平成23年度に策定した「飯塚市公立保育所・公立幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づく保育所の統合に伴い、平成28年度より新たに菰田保育所を堀池地内に設置し、現在の菰田保育所及び徳前保育所を平成28年3月

31日をもって廃止するため、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」別表より徳前保育所を削除し、菰田保育所の位置を堀池15番地9に改めるものであります。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

すいません。ついでで悪いんですが、菰田保育所と徳前保育所の定数、それとこの新しく菰田保育所となる、新しい保育所についての定数を教えてください。

○子育て支援課長

菰田保育所、徳前保育所につきましては、それぞれ定員が110名となっておりますので、統合いたします新しい菰田保育所につきましては、220名の利用定員を予定しております。

○宮嶋委員

この跡地をどうするかというのは、もう決まっているんですか。

○子育て支援課長

跡地については、現在未定でございます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

討論ではないんですけども、保育所の統廃合ということで、反対いたしますので、採決をお願いします。

○委員長

ほかに討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市主催第23回さわやかスポーツ大会について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

去る6月14日、日曜日、障がい者がスポーツを通じ市民との相互交流を深めながら、理解と協調・融和を高めるとともに元気回復と健康増進を図ることを目的として、第23回さわやかスポーツ大会をサン・アビリティーズいづかで開催いたしました。

本事業は、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会を実施主体といたしまして、飯塚市身体障害者福祉協会や飯塚市手をつなぐ親の会、市内のボランティア団体等のご協力を得ながら、実施したものでございます。

当日は、障がい者とそのご家族や福祉事業所関係者、市民ボランティアの皆さんなど約

250人の参加があり、玉入れや二人三脚、綱引きなど全10種目の競技を通じて交流と親睦を深めながら、なごやかな一日を過ごしていただきました。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績の公表について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

本市では、「飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に沿って、平成24年度から全庁的に障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るため、現在、取り組みをすすめているところですが、このたび、平成26年度の調達実績についてとりまとめましたので、ご報告申し上げます。

A4用紙1枚にまとめております資料をご覧ください。

調達件数は全28件、総額706万8462円で、下段の表のとおり、前年度と比べますと、物品で1件ふえまして、50万5687円の増額、役務で7件ふえまして、165万4875円の増額となりまして、都合、8件、216万562円の増となりました。

その内訳ですが、上段の表のとおり、物品に関してはバイオディーゼル燃料など5件の調達があり、217万5187円、また、役務に関しては主に公園や公共施設の清掃、草刈り業務など23件で489万3275円でございます。

平成26年度における調達の目標については、前年度の調達実績額を上回ることと致しておりますので、一定の推進ができたものと考えておりますが、今後とも、方針に従って、障がい者優先調達の一層の推進に努めてまいります。

なお、かかる実績につきましては、市ホームページにおきまして、公表いたします。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

これに関わっているというか、こういう物品なり役務なりを提供している施設というのはいくつあるんでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

この施設はですね、福岡県内という形になりますので、数については承知をいたしておりませんが、障がい者福祉サービスの事業所、それから障がい者を雇用している企業というふうなことでございます。少なくとも私どもで26年度の状況で調べてみますと、物品については市内の施設が3施設。それから役務のほうについては市内の事業所が7施設。それとこれは市内ではございませんけれども、役務のほうについては、1企業が今回契約ののち納品をいただいたというふうな状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件について」、報告を求めます。

○保護課長

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件について、ご報告申し上げます。

平成27年3月16日、福岡地方裁判所へ福岡県内の生活保護受給者103名を原告として、国、福岡県、飯塚市、福岡市、北九州市、古賀市、福津市を被告とした「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」の訴えが提起されたことにより、平成27年5月28日付で訴状が送達され翌5月29日付にて受理いたしましたので、その概要を報告いたします。

今回の請求事件につきましては、平成25年8月より厚生労働大臣の定める生活扶助基準が改定され、各自治体等の福祉事務所長が生活保護法第25条第2項に基づく生活保護基準変更決定処分を行ったことにより生活扶助費が減額されることとなり、平成25年9月10日付で福岡県に対し審査請求がなされましたが、平成27年2月20日付でこの審査請求が棄却されたことにより、これを不服とした原告等が今回「当該保護処分変更決定は、憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条に違反する」として、生活保護基準変更決定処分の取り消しを求めて提訴したものでございます。

なお原告103名中、飯塚市在住の保護受給者は6名でございます。生活保護の決定・実施に関する事務は、地方自治法に規定された第一号法定受託事務であり、今回の生活保護基準変更決定処分についても、全国で統一されて処分がなされており、今回被告となった国、県、各自治体においては、今後統一した対応が求められることとなるため、県及び各自治体は権限法に基づき、法務大臣に共同での訴訟対応をお願いするとの方針を確認したところでございます。

なお、当該裁判の進捗状況につきましては、今後の厚生委員会において、随時、報告していくこととしております。

以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市庄内工場団地グラウンド器物損壊（トイレ）について」報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

平成27年5月29日、午前8時30分頃、通報者がウォーキングをしようと庄内工場団地グラウンドに行ったところ、トイレが壊されていることに気付かれ、健康スポーツ課に連絡がありました。担当者が現場を確認したところ、女子トイレの手洗器、自動水栓、多目的トイレの洗面器、自動水栓、排水パイプが壊されておりました。

この件については、市に損害が発生しているため、警察に通報後被害届を提出しています。

今後は、職員による見回りを行うとともに、警察にもパトロールの強化を要請し、事件の再発防止に努めたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、お諮りいたします。

本委員会として「保育行政について」、及び「地域支援事業について」以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「保育行政について」、及び「地域支援

事業について」以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。